

## 永田浜ウミガメ観察ルール

### I. 地域ルールの目的

- ・ 北太平洋最大のウミガメ上陸地・永田浜におけるウミガメの産卵ふ化環境を守ること。
- ・ 永田浜を利用する全ての方に対して、ウミガメ保護と適正な利用のためのより説得力のある発信を行うこと。
- ・ 永田浜の利用について、関係者全体の共通認識をもつこと。

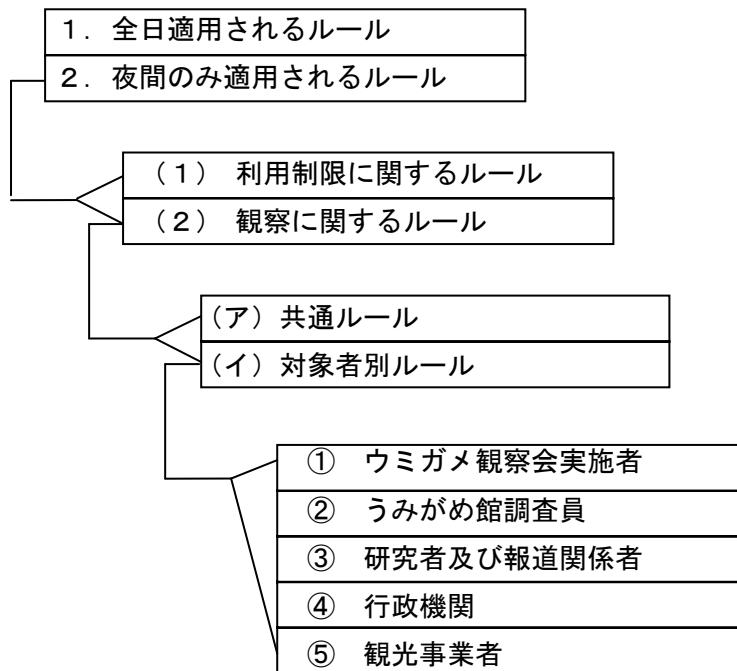
### II. ルール適用対象

【適用場所】:永田浜(いなか浜、前浜、四ツ瀬浜)

【適用期間】:5月15日～8月31日

【適用対象者】:永田浜を利用する人全て

### III. ルールの構成



#### 1. 全日適用されるルール

永田浜を訪れる時間帯を問わず、適用されるルールです。

- **ウミガメ保護柵内には立ち入らないこと** ※事前連絡を行った調査研究の場合は除く
- ・ 永田浜では、ウミガメの産卵巣の多い区域に子ガメの保護のための柵を設置しています。
- ・ 地中の卵や子ガメを踏みつける可能性があるため、ウミガメ保護柵内には立ち入らないでください。

### ●焚き火をしないこと

- ・産卵が始まる4月下旬からふ化が終わる 10 月上旬までの間、砂浜のいたる所にウミガメの卵が産み落とされています。
- ・焚き火をすると、地中の卵や子ガメが焼け死んでしまったり、子ガメが焚き火に飛び込んでしまう恐れがあります。

### ●キャンプ禁止

- ・キャンプ中の明かりは上陸するウミガメや帰海中の子ガメに影響を与えます。
- ・永田浜でキャンプすることは法律(自然公園法)によって禁止されています。

## 2. 夜間のみ適用されるルール

**永田浜では、ウミガメ保護のため、5/15～8/31 の夜間、観光客による自由な立入りを制限し、ウミガメ観察会案内人又は屋久島うみがめ館スタッフの同行によるウミガメ観察を実施することとします。**

### (1) 利用制限に関するルール

浜の利用前に必ずレクチャーを受けてもらうことで観察のルールを徹底し、ウミガメへの影響を抑えるためのルールです。ツアーで永田浜を利用する旅行会社やガイド事業者等も守る必要があります。

#### ●夜間ウミガメを観察する人は、

5月15日～7月31日(産卵期)は、ウミガメ観察会に必ず参加すること

8月1日～8月31日(ふ化期)は、「うみがめ館」で事前にレクチャーを受けること

#### ●観察会や夜間臨時開館終了後(午後11時頃～夜明けまで)は、調査・研究以外の目的で、浜に入らないこと

#### 【ウミガメ観察会】

参加者の人数を制限することで、参加者の安全を確保し、観察のルールを徹底することができます。

●観察会の定員は80名を目安とする(団体は除く※)。

●案内スタッフ1名あたりの観察人数の上限は30名を目安とする(団体は除く※)。

※平成21年度については、既に団体予約等を受け付けているため、団体客は除くこととするが、平成22年度以降は、団体の取扱いを縮小する方向で検討を進めることとする。

### (2) 観察に関するルール

#### (ア) 共通ルール

夜間永田浜に訪れる全ての方に守っていただきたい重要ルール10カ条です。

#### 1. 事前に必ずレクチャーを受けること

浜に立ち入る前に、守るべきルールやウミガメの生態系等に関するレクチャー(説明)を受けてください。

## 2. スタッフの案内に従うこと

永田ウミガメ連絡協議会やNPO法人うみがめ館のスタッフがウミガメへの影響を抑えるために誘導や案内を行います。観察会や浜では、スタッフの案内に従ってください。

## 3. 光は消すこと

ウミガメは光に非常に影響を受けます。産卵期のウミガメは光を嫌い、また子ガメは本能的に光に向かって進んでしまいます。懐中電灯はもちろん、携帯電話など光の出る機器は、事前に電源を切ってください。

また、道路から漏れ出す車のライトもウミガメに影響を与えます。永田浜付近を走行するときは、ロービームでの走行をお願いいたします。

## 4. むやみに歩かないこと、騒がないこと

人の気配に気付いたウミガメは、上陸をやめてしまいます。また、子ガメは23時までに約80%が海へ帰ります。ウミガメへの影響を最小限にするため、浜では一列で移動し、列から外れたり、波打ち際を歩き回らないでください。暗くなった浜では、騒がず静かにしてください。

## 5. ウミガメには近づかないこと、触らないこと

上陸中や穴掘り中のウミガメや脱出したばかりの子ガメはとても敏感ですので、スタッフの指示がある場合を除いては、近づかないでください。また、ウミガメには、絶対に触らないでください。

## 6. カメラ、ビデオ撮影は行わないこと

ウミガメは光に非常に影響を受けます。フラッシュによる強い光は悪影響を及ぼす恐れがあるので、撮影は行わないでください。

## 7. 飲食物、アルコールは持ち込まないこと

周りの方へのご迷惑になるため、浜でのご飲食やアルコールの持ち込みはご遠慮ください。

## 8. 喫煙しないこと

浜に降りたら喫煙はご遠慮ください。火気の明るさがウミガメに悪影響を及ぼしますので、マッチやライターの使用もご遠慮ください。

## 9. ゴミは持ち帰ること

浜のゴミは、ウミガメが上陸するときや子ガメが海に帰るときの妨げになりますので、ゴミは浜に捨てず、落ちているゴミがあれば拾ってください。

## 10. 観察会や夜間臨時開館終了後は立ち入らないこと

観察会や夜間臨時開館終了後は、ウミガメが静かな環境で産卵する時間です。こうした時間を作るため、観察会や夜間開館終了後は浜に立ち入らないようにお願いします。ただし、ウミガメ保護のための活動を行う監視員・調査員や事前に連絡のあった研究者・報道関係者、行政機関による立ち入りについては除きます。

(イ) 対象者別ルール

共通ルール 10 カ条に加えて、守っていただきたい対象者別のルールです。

ルール	理由
<b>①ウミガメ 観察会実施者</b>	
<p><b>●監視員証(名札)、腕章等を必ず携行する。</b></p>	<p>スタッフの身分を証明し、観察者や調査員などと区別するためです。</p>
<p><b>●砂浜の移動ルートはカメへの影響を最小限に</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 浜に降りる場合は一列で、ウミガメをよけ浜の中央を移動する。</li> <li>・ ふ化が進む7月20日以降は、巣穴から遠い海岸線での移動を心がける。</li> <li>・ ウミガメ保護柵内には立ち入らない。</li> </ul>	<p>光、騒音、物が動く気配で動揺するウミガメの上陸・産卵や子ガメの帰海に対する悪影響を防ぐためです。</p> <p>踏みつけによるふ化率低下を防ぎウミガメを保護するためです。</p>
<p><b>●ライトの使用には制限を設ける</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ライトを使用するときは、手でふさぐ等により光量を調節し、弱い光にする。</li> <li>・ ライトの電圧は、3ボルト(例:単3電池 2 個使用)以下を目安とする。</li> <li>・ 浜を移動中は、先頭の案内スタッフのみ、後続の参加者への目印として使用する。</li> <li>・ 階段や植生帯等の危険箇所では、足元に限って使用する。</li> <li>・ ウミガメ観察中は、ウミガメの後方から照らし、ウミガメの頭部等他の場所には向けない。</li> </ul>	<p>光、騒音、物が動く気配で動揺するウミガメの上陸・産卵や子ガメの帰海に対する悪影響を防ぐためです。</p>
<p><b>●撮影機器の使用は禁止</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ カメラ、ビデオによる撮影はやむを得ない場合を除き、基本的に禁止とする。</li> <li>・ フラッシュ撮影は禁止とする。</li> </ul>	
<p><b>●無線の使用はウミガメから離れた場所で</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 無線機器は、ウミガメから少し離れた場所で使用する。</li> </ul>	
<p><b>●ウミガメにはむやみに近づかない</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 産卵を始めたばかりのウミガメは非常に敏感なので、ウミガメに近づくのは、産卵開始からしばらくたち、ウミガメが落ち着いてからにする。</li> <li>・ 観察後に海に帰るウミガメはその場で見送り、海辺までついていかない。</li> </ul>	
<p><b>●ウミガメへの接触は原則禁止</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ウミガメや卵を観察者に触らせない。</li> <li>・ ウミガメの救助等保護のために必要な場合は、予め許可を受けた者に限り、接触できるものとする。</li> </ul>	
<p><b>●観察はウミガメ1頭とし、1時間以内とする</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1頭の産卵を見たら観察者を返す。</li> <li>・ 観察時間は 30 分～1時間程度とする。</li> </ul>	<p>ウミガメの負担をなるべく軽減するためです。</p>

<b>②うみがめ館調査員</b>	
<p><b>●ライトの使用には制限を設ける</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ライトを使用するときは、手でふさぐ等により光量を調節し、弱い光にする。</li> <li>・ ライトの電圧は、3ボルト(例:単3電池 2 個使用)以下を目安とする。</li> <li>・ ライトは、案内するときの後続の参加者への目印として使用する。</li> <li>・ 階段や植生帯等の危険箇所では、足元に限って使用する。</li> <li>・ やむを得ない時以外は、ウミガメには光をあてない。</li> </ul>	光、騒音、物が動く気配で動揺するウミガメの上陸・産卵や子ガメの帰海に対する悪影響を防ぐためです。
<p><b>●撮影機器の使用は禁止</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ フラッシュ撮影は禁止とする。</li> <li>・ カメラ、ビデオによる撮影はやむを得ない場合を除き、基本的に禁止とする。</li> </ul>	
<p><b>●無線の使用はウミガメから離れた場所で</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 無線機器は、ウミガメから少し離れた場所で使用する。</li> </ul>	
<p><b>●タグ類の取り付けは産卵終了後に</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 親ガメにタグやインナータグを取り付けるときは、産卵が終了してから行う。</li> </ul>	ウミガメの産卵に対する悪影響を防ぐためです。
<b>③研究者及び報道関係者</b>	
<p><b>●浜への立ち入りを事前に連絡する</b> (研究者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 氏名、所属、人数、研究の目的及び内容、永田浜を利用する日時を事前に屋久島自然保護官事務所に連絡する。</li> </ul> <p>(報道関係者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 氏名、所属、人数、報道の目的及び内容、永田浜を利用する日時を事前に屋久島自然保護官事務所に連絡する。</li> </ul> <p>※屋久島自然保護官事務所は、立ち入りの概要について、永田ウミガメ連絡協議会及び屋久島うみがめ館へ連絡する。</p>	研究者や報道関係者に「永田浜ウミガメ観察の地域ルール」を周知し、利用日における現場での対応をスムーズに行うためです。
<p><b>●撮影機器の使用</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ カメラ、ビデオ使用時のフラッシュ撮影や照明使用は基本的に禁止し、超高感度カメラや赤外線カメラ使用を推奨する。</li> <li>・ 特に、ウミガメ観察会開催時間内はフラッシュ撮影、照明使用厳禁とする。</li> <li>・ やむを得ずフラッシュ撮影や照明を使用する場合は、事前連絡の際に了解を得ることとする。</li> </ul>	光、騒音、物が動く気配で動揺するウミガメの上陸・産卵や子ガメの帰海に対する悪影響を防ぐためです。 ウミガメ観察会参加者に禁じているフラッシュ撮影等を誘発する恐れがあるためです。
<p><b>●放映・掲載時における撮影時間等の明記</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 撮影した映像や画像をテレビ放映又は新聞掲載等行う場合は、撮影方法(超高感度カメラ、赤外線カメラ等)や撮影時間(明け方撮影等)について、明記する。</li> </ul>	視聴者や読者に対して“ウミガメの撮影が行える”という誤解を与える恐れがあるためです。

<b>④行政機関</b>	
<p><b>●浜への立ち入りを知らせる</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>浜への立ち入りは、5/15～7/31の期間は永田ウミガメ連絡協議会及び屋久島うみがめ館、8/1～8/31の期間は屋久島うみがめ館に一言断ってから行うものとする。</li> </ul>	一般の方と混同されないようにするためです。
<p><b>●工事時期の変更</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>重機等を持ち込む工事は、ウミガメが産卵する時期と子ガメが海に帰る時期(4月下旬～9月下旬)以外に行う。</li> </ul>	ウミガメの産卵や帰海を阻害し、卵や子ガメを圧死させる恐れがあるためです。
<b>⑤観光事業者</b> (永田浜ウミガメ観察に直接関係する旅行会社、ガイド事業者、タクシー運転手等)	
<p><b>●ウミガメ観察を行う場合は、事前に連絡する</b> (旅行会社、ガイド事業者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ツアー等で永田浜におけるウミガメ観察を行う場合は、必ず永田ウミガメ連絡協議会又は屋久島うみがめ館へ事前に予約あるいは連絡をし、キャンセルする場合は前日までに連絡する。</li> </ul> <p>(タクシー運転手)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>乗客が永田浜におけるウミガメ観察を希望する場合は、事前予約の有無を確認し、予約がない場合は永田ウミガメ連絡協議会に予約の空きを確認したうえで、永田浜へ連れてくる。</li> </ul>	<p>無秩序な利用がウミガメに与える悪影響を防ぐためです。</p> <p>ウミガメ観察会の運営を円滑に行い、現場でのトラブルを防ぐためです。</p>

#### IV. ルール以外の協力依頼事項

“永田浜におけるウミガメ観察に関するルール”ではありませんが、積極的に協力をお願いしていきたい事項です。

##### 1. 近隣施設管理者

**●光害を抑える**

- ウミガメが産卵する時期と子ガメが海に帰る時期(4月下旬～9月下旬)は、「光を消す」、「海側にカーテンを閉める」等、砂浜を照らす人工光を減らす
- 光源を低圧ナトリウム灯などの比較的ウミガメに影響の少ない黄色い光のものに変える。

**●ウミガメ観察希望者には観察会(事前レクチャー)への参加を勧める**

- 永田浜でウミガメ観察を希望する宿泊者には、時期によって、ウミガメ観察会に参加するか、「うみがめ館」で事前レクチャーを受ける必要があることを説明する。

##### 2. 観光事業者 (永田浜ウミガメ観察に直接関わらない宿泊施設、交通機関等)

**●ウミガメ観察希望者には観察会(事前レクチャー)への参加を勧める**

- 永田浜でウミガメ観察を希望する観光客等には、時期によって、ウミガメ観察会に参加するか、うみがめ館展示資料館で事前レクチャーを受ける必要があることを、正しく説明する。